

福岡医発第 2785 号 (地)

令和 3 年 1 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

今般、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 366 号。以下「本政令」という。）が昨年 12 月 23 日付けで公布され、令和 4 年 4 月 1 日より施行される旨、厚生労働省医政局長より福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて通知がありました。改正の内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の概要

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 18 条第 3 号に定める臨床検査技師国家試験の受験資格について、第 3 号と第 4 号に分けた上で、第 3 号については、現行の第 3 号のイ、ロ及びホに掲げる者であって、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものと規定するとともに、第 4 号については、大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業したものと規定したこと。

2. 施行期日

1) 令和 4 年 4 月 1 日

2) 経過措置

本政令の施行時点で既に改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たしている者について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

また、本政令の施行時点では改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たしていないが、臨床検査技師養成所に在学はしており、本政令の施行後に改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たした者（同日以後に養成所等に入学し、当該養成所等において、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で、厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

以上

2医指第2726号

令和3年1月13日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



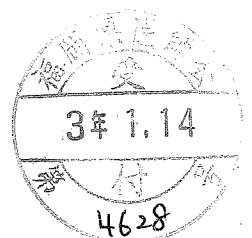
臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。





医政発 1223 第 10 号
令和 2 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 366 号。以下「本政令」という。）については、別紙 1、2 のとおり令和 2 年 12 月 23 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 改正の概要

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 18 条第 3 号に定める臨床検査技師国家試験の受験資格について、第 3 号と第 4 号に分けた上で、第 3 号については、現行の第 3 号のイ、ロ及びホに掲げる者であって、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものと規定するとともに、第 4 号については、大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業したものと規定したこと。

第二 施行期日

1 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

2 経過措置

本政令の施行時点で既に改正前の令第 18 条第 3 号に規定する受験資格を

満たしている者について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

また、本政令の施行時点では改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たしていないが、臨床検査技師養成所等に在学はしており、本政令の施行後に改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たした者（同日以後に養成所等に入学し、当該養成所等において、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で、厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

以上



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令 (三五七)
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の政令で定める日を定める政令 (三五八)
- 公営住宅法施行令の一部を改正する政令 (三五九)
- 押印を求める手続の見直し等のための財務省関係政令の一部を改正する政令 (三六〇)
- 独立行政法人造幣局法施行令の一部を改正する政令 (三六一)
- 独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令 (三六二)
- 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令 (三六三)
- 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (三六四)

- 特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令 (三六五)
 - 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三六六)
 - 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令 (三六七)
 - 生活保護法施行令の一部を改正する政令 (三六八)
 - 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (三六九)
- (府 令)
- 無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令 (内閣府七五)
 - (府令・省令)
 - 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令
 - (内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)
 - 外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令 (内閣府・法務)
 - 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令
 - (内閣府・法務・財務)
 - 加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令 (同三)

- 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・財務五)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・財務・経済産業九)
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一)
- 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働一四)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
- (内閣府・農林水産一七)
- 中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・経済産業七)
- 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・国土交通九)
- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令 (同一〇)
- 指定避難施設の管理及び指定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令 (同一一)

- (省 令)
- 日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令 (総務一二一)
 - 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (同一二二)
 - 公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (総務・国土交通一)
 - 独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令 (財務八七)
 - 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則の一部を改正する等の省令
 - (厚生労働・農林水産二)
 - 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 - (厚生労働・国土交通二)
 - 住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令 (同三)
- (以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

4 造幣局債券の債券の発行について、造幣局債券の債券を発行する旨の定めがある造幣局債券を発行した日以後遅滞なく、当該造幣局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。(第一四四条関係)

5 造幣局債券の債券の記載事項について定めることとした。(第一四五条関係)

6 造幣局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって造幣局債券の債券を無効とする旨の定めがある造幣局債券の債券を再発行を請求することができないことを定めることとした。(第一五六条関係)

7 利札が欠けている場合における造幣局債券の償還について定めることとした。(第一五七条関係)

8 会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、造幣局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九一条関係)

9 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

10 独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令(政令第三六二号)(財務省)

11 独立行政法人国立印刷局債券(以下「国立印刷局債券」という)の種別については、無記名式とした。(第五一条関係)

12 募集国立印刷局債券に関する事項の決定、申込み、割当て及び債権者について定めることとした。(第七一条第一一条関係)

13 国立印刷局債券原簿の記載事項、備置き及び閲覧等について定めることとした。(第一二条及び第三一条関係)

14 国立印刷局債券の債券の発行について、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。(第一四一条関係)

5 国立印刷局債券の債券の記載事項について定めることとした。(第一五一条関係)

6 国立印刷局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって国立印刷局債券の債券を無効とする旨の定めがある国立印刷局債券の債券を再発行を請求することができないことを定めることとした。(第一五六条関係)

7 利札が欠けている場合における国立印刷局債券の償還について定めることとした。(第一五七条関係)

8 会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、国立印刷局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九一条関係)

9 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

10 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(政令第三六三号)(国土交通省)

11 自動車登録令の一部改正関係

12 一部を除き、自動車の登録の申請書への署名又は押印を要しないこと等とした。(第一五一条、第一七一条、第一九一条及び第三七一条関係)

13 航空機登録令の一部改正関係

14 航空機の登録の申請書への署名押印を要しないこと等とした。(第二二条及び第三一条関係)

15 奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正関係

16 次に掲げる政令の規定において、債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないこととした。

17 奄美群島振興開発特別措置法施行令第二六一条第一項

18 空港周辺整備債券令第四一条第一項

19 財形住宅債券令第三一条第一項

20 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第八一条第一項

5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二〇一条第一項

6 独立行政法人水資源機構法施行令第四五条第一項

7 独立行政法人都市再生機構法施行令第二六一条第一項

8 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第九一条第一項

9 建設業法施行令の一部改正関係

10 紛争処理の申請の書面への押印を要しないこととした。(第一三一条関係)

11 ダム使用権登録令の一部改正関係

12 ダム使用権の登録の申請書への記名押印を要しないこととした。(第二五一条関係)

13 小型船舶登録令の一部改正関係

14 一部を除き、小型船舶の登録の申請書への記名押印又は署名を要しないこととした。(第八一条関係)

七 施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

15 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第三六四号)(文部科学省)

16 国立大学法人等を国とみなし、国と同様に国立大学法人等が行う申請等に係る手数料の納付を免除することとしている国立大学法人法施行令第二六一条第一項第二五号に規定される著作権法に係る事項を削除し、国立大学法人等も申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。(国立大学法人法施行令第二六一条第一項第二五号関係)

17 日本司法支援センターを国とみなし、国と同様に日本司法支援センターが行う申請等に係る手数料の納付を免除することとしている総合法律支援法施行令第二五一条第一項第二号に規定される著作権法に係る事項を削除し、日本司法支援センターも申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。(総合法律支援法施行令第二五一条第一項第二号関係)

授センターも申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。(総合法律支援法施行令第二五一条第一項第二号関係)

3 改正法の施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第七五一条第一項、第七六一条第一項、第七六条の二第一項及び第七七条の登録の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七八条第四項の請求に関する手数料の納付については、なお従前の例による旨の経過措置を置くこととした。

4 この政令は、令和三年一月一日から施行するとともに、施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第七七条第一項の登録の申請、同法第七八条第四項の請求プログラム等の著作物に係る登録に関するものを除く。及び同法第一〇六条のあつせんんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による旨の経過措置を置くこととした。

10 特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令(政令第三六五号)(国土交通省)

11 特定複合観光施設区域整備法(平成三〇年法律第八〇号)第九一条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請の期間は、令和三年一月一日から令和四年四月二十八日までとする(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

12 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三六六号)(厚生労働省)

13 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

14 大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者が修めていなければならない科目を検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとするなど、臨床検査技師国家試験の受験資格について、所要の見直しを行うこととした。(第一八一条関係)

二 施行期日等

- 1 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)
- 2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(政令第三二六七号)(厚生労働省)

一 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正関係

社会保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第一条関係)

二 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正関係

労働保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第二条関係)

三 中小企業退職金共済法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令、独立行政法人福祉医療機構法施行令、独立行政法人国立病院機構法施行令、独立行政法人労働者健康安全機構法施行令、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正関係

債券の募集に応じようとする者に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第三条関係)

四 施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇生活保護法施行令の一部を改正する政令(政令第三六八号)(厚生労働省)

1 生活保護法第七十五条第一項第三号及び第四号に規定する国の負担の算出の基礎となる額に、同法第五五条の八第一項に規定する被保護者健

三 国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係(第三項関係)

令の一部改正関係(第三項関係)
令和二年度における国民年金法に規定する脱退一時金の額に関する規定を削ることとした。
四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係(第四項関係)
特別障害給付金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係(第五項関係)

1 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金を支給する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

2 年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から、各年の一〇月一日から二月三十一日までの間に認定の請求があつたときは、当該各年の九月三〇日に当該認定の請求があつたものとみなすこととした。

六 確定拠出年金法施行令の一部改正関係(第六項関係)

確定拠出年金法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間について、一年以上五年以下とすることとした。

七 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係(第七項関係)

1 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号)第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による寡婦年金を支給しないこととする要件を、老齢年金又は障害年金若しくは障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとすることとした。

二 厚生年金保険法施行令の一部改正関係(第二項関係)

厚生年金保険法附則第二九条第四項に規定する政令で定める数について、被保険者であつた期間に係る被保険者期間の区分に応じてそれぞれ定めることとした。

九 施行期日等

- 1 所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)
- 2 この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

第二章 経過措置

第五案 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の日前に国立大学法人等（国立大学法人法第二十五条に規定する国立大学法人等をいう。附則第二項において同じ。）及び日本司法支援センターが行った著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録（以下この条及び附則第二項において単に「登録」という。）の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七十八条第四項の請求に係る手数料の納付については、改正法第三案の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（施行期日）
この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第二項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求（プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。）及び同法第六十六条のあつせんの手続に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

内閣総理大臣 菅 義偉

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十五号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の政令で定める期間は、令和三年十月一日から令和四年四月二十八日までとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第二号及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「前号」を「前二号」に、「生理学的検査」を「検査」に改め、八及び二を削り、ホをハとし、同条に次の一号を加える。

四 学校教育法に基づく大学（同法に基づき短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において法第三案に規定する検査並びに法第三十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（前三号に掲げる者を除く。）

附則

（施行期日）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者となし、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定を適用する。

一 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者

二 この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなった者（同日以後に大学等に入学者、当該大学等において、同令に規定する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十七号

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第一項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第九十八条及び第四十五条、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第六十六号）第九十八条、第二十三条、第三十九条及び第五十一条、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第七項、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第六十八号第十項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十八条第六号、第七号第六項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十八条第七項、独立行政法人労働者健康健全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十四条第七項、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十七条第七項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百七十七条第十項並びに高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第一項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第九十八条及び第四十五条、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第六十六号）第九十八条、第二十三条、第三十九条及び第五十一条、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第七項、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第六十八号第十項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十八条第六号、第七号第六項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十八条第七項、独立行政法人労働者健康健全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十四条第七項、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十七条第七項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百七十七条第十項並びに高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（受験資格） 第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） 三 次に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者 ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。） （削る）	（受験資格） 第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業した者 二 医師若しくは歯科医師（前号に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者 三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者 ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。） ハ 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。二において同じ。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者

(削る)

ハ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

四 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(前三号に掲げる者を除く。)

ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検体検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(イ及びハに掲げる者を除く。)

ホ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

(新設)